

知的かけはし

クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 恵史

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-4-16

東京建物八重洲ビル2階

TEL 03(5255)5671(代)

FAX 03(5255)5675



2017・10・10

類似の収納棚

▽東京地裁▽

無印良品がカインズに勝訴

生活雑貨店「無印良品」を展開する良品計画が、自社製品と類似した収納棚を販売され、損害を受けたとしてホームセンターの「カインズ」に販売差し止めなどを求めた訴訟で、東京地方裁判所は「消費者が混同するおそれがある」と類似性を認め、カインズに対して商品の廃棄と販売差止めを命じる判決を言い渡した。

判決では、無印の収納棚について「大規模な宣伝販売活動により、消費者の間で無印のデザインと認識されるようになった」と指摘。そのうえで、カインズの棚は「正面だけでなく、横や斜めから見たときの特徴も同一で、部材の直径や棚板の厚さが1ミリ程度違うだけであり、見た目で直ちに判別できない」と判断した。

カインズ側は「棚はありふれた形で、他社にも同種商品がある」と主張したが、判決では「両社の棚の形はほぼ同じで、消費者が商品を混同する恐れがある」として、カインズが棚を販売することは不正競争に当たると結論づけた。

カインズは「内容を精査し、控訴する方向で対応する」とコメントしている。

2018年度概算要求

▽経済産業省▽

データの活用に重点配分

経済産業省は、2018年度予算の概算要求を取りまとめた。概算要求額は、2017年度当初予算比6.2%増の1兆4,198億円。

このうち、優先項目として第4次産業革命に向けた戦略「コネクテッド・インダストリーZ（CI：つながる産業）」関連で17年度当初予算比約60%増の850億円規模を要求した。

製造現場で得られたデータを活用して企業が連携し、新たな付加価値を生み出すことを促したり、生産性の向上や技術革新を後押しする方針。

データの活用では、自動運転の実証実験で得られたデータを活用するための基礎づくりや、人工知能（AI）でのデータ処理に特化した半導体の開発支援などに約700億円を計上した。

このほかの知財政策関係予算をみると、「国内外の先行技術調査の推進」（民間機関と連携し、米国、欧州、中国等の外国特許文献及び非特許文献を含めた先行技術調査を実施）に259.1億円、「情報システムの構築・運営」（特実方式審査・特実審査周辺システムの刷新への対応、意匠分野の国際的な出願手続きの負担軽減など）に353.4億円を計上した。

正露丸のラッパ音など

▽特許庁▽

音のみの曲、初めて商標登録

特許庁は、音楽的要素（メロディー、ハーモニー、リズムなど）のみからなる音商標3件について、初めて登録を認めた。大幸薬品と米インテル、独BMWの3社が出願していたメロディーを登録する。CMなどで長年使われており、広く認知されていると判断した。

「ラッパのマークの正露丸」で知られる大幸薬品の「パッパラパッパー」で始まるラッパ音のメロディーは1951年のラジオCMが始まり。パッケージに描いたラッパのマークとともに正露丸の広告宣伝に使われてきた。

特許庁は、従来の文字や図形に加え、音商標、動き商標、色彩のみからなる商標などの新しいタイプの商標について、平成27年4月1日から出願受付を開始。これまでに、約1,600件の新しいタイプの商標の出願を受け付けており、すでに300件を超える登録がなされている。

●新しいタイプの商標の出願件数と登録件数●

(平成29年9月19日現在)

	合計	タイプ別内訳				
		音	色彩	位置	動き	ホログラム
出願件数	1,594	566	509	376	126	17
登録件数	303	172	2	35	83	11

解説

進歩性の判断（一致点、相違点の認定）
知的財産高等裁判所 平成29年（行ケ）
第10001号 審決取消請求事件
判決言渡 平成29年9月19日

第1 事案の概要

原告は、発明の名称を「鋼管ポールおよびその設置方法」とする特許出願(特願2014-116674号)(本願)をし、平成27年7月16日、その特許請求の範囲等を補正した(本件補正)。原告は、平成27年8月20日、本件補正を却下され、本願について拒絶査定を受けた。原告は、これらに対する不服の審判を請求し、特許庁は、これを不服2015-20893号事件として審理し「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決(本件審決)をした。原告は、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

第2 判決

- 1 特許庁が不服2015-20893号事件について平成28年11月18日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由

(1) 本件審決の理由の要旨

本件補正是特許請求の範囲の減縮を目的とするものであるところ、本件補正発明は、実願昭61-155521号(実開昭63-59973号)のマイクロフィルム(引用例)に記載された発明(引用発明)並びに特開2003-328354号公報(周知例1)及び登録実用新案第3114768号公報(周知例2)に記載された周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法29条2項の規定により特許を受けることができるものではないから、本件補正是、同法17条の2第6項において準用する同法126条7項に違反し、却下すべきものである。本願発明は、引用発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、同法29条2項の規定により特許を受けることができない。

(2) 本件審決が認定した本件補正発明と引用発明との一致点及び相違点

一致点

支柱と、前記支柱の下端部を固定する鋼製基礎とを有する鋼管ポールであって、前記鋼製基礎は上下に貫通した筒状の基礎体から構成され、前記基礎体は地中に埋設され、前記支柱は前記基礎体を貫通して先端部分が地中に突出している鋼管ポール

相違点1

「支柱」に関して、本件補正発明は、「灯具、信号機、標識、アンテナなどの装柱物を支持する支柱」であるのに対し、引用発明は、「安全柵、ポール、案内用のロープ張り、その他簡易車庫等構造物」の「支柱(柱状物)」である点。

相違点2

「支柱」及び「基礎体」に関して、本件補正発明は、「基礎体」と「支柱」とは「締付部材により締め付け固定される」のに対し、引用発明には、その特定がない点。

(3) 裁判所の判断

特許請求の範囲の記載に加え、本願明細書の記載も併せて考慮すれば、「基礎体」とは、「地中に埋設」され、別の部材である「締付部材」により「支柱」を固定し、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受けることにより、「支柱の下端部を固定する」、「上下に貫通した筒状」の部材という意義を有するものと解される。

引用発明の「支持基礎」は、「土中に埋込んで柱状物を支持する」ものであって、「ベースの中央部にパイプを溶接で強固に突設し、平板状の羽根をベースのパイプ取付面の四隅に配設し、羽根の一辺をパイプ側面と固着させ」たものであるから、「ベース」、「パイプ」及び「平板状の羽根」から構成される。

引用発明の「ベース」及び「平板状の羽根」は、少なくとも、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受ける部材である。

引用発明の「パイプ」は、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受ける部材に相当するということはできない。

引用発明の「ベース」及び「平板状の羽根」は、本件補正発明の「基礎体」に相当する。一方、「パイプ」が、本件補正発明の「基礎体」に相当するということはできない。

したがって、本件補正発明と引用発明とは、「支柱と、前記支柱の下端部を固定する鋼製基礎とを有する鋼管ポールであって、前記鋼製基礎は基礎体から構成され、前記基礎体は地中に埋設され、前記支柱は前記基礎体を貫通して先端部分が地中に突出している鋼管ポール」である点で一致し、相違点1及び2(審決が認定した相違点1、2)のほか、以下の点で相違する(原告主張に係る相違点3に同じ)。

「基礎体」に関して、本件補正発明は「上下に貫通した筒状」であるのに対し、引用発明は「中央部にパイプを溶接で強固に突設し」た「ベース」と当該「ベースのパイプ取付面の四隅に配設し」た「平板状の羽根」とからなる点。

相違点3に係る本件補正発明の構成は、引用

例、周知例1及び周知例2のいずれにも記載されていないし、示唆もされていないから、これらに基づいて、当業者が容易に想到することができたということはできない。

よって、本件審決は、本件補正発明と引用発明との一致点の認定を誤り、相違点3を看過したものである。また、相違点3に係る本件補正発明の構成は、引用例1、周知例1及び周知例2に基づいて当業者が容易に想到することができたということはできないから、本件審決による相違点3の看過が、その結論に影響を及ぼすことは明らかである。

よって、原告主張の取消事由は理由があるから、原告の請求を認容することとし、主文のとおり判決する。

第4 考察

特許審査基準によれば進歩性の判断は、先行技術の中から論理付けに最も適した一の引用発明を選んで主引用発明とし、主引用発明から出発して、当業者が請求項に係る発明に容易に到達する論理付けができるか否か判断すること

行われる。この際、請求項に係る発明と主引用発明との間の相違点に関し、進歩性が否定される方向に働く要素（主引用発明に副引用発明を適用する動機付け（技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性、引用発明の内容中の示唆、主引用発明からの設計変更等、先行技術の単なる寄せ集め））に係る諸事情に基づき、他の引用発明（副引用発明）を適用したり、技術常識を考慮したりして、論理付けができるか否かを判断することになっている。

このため、主引用発明と審査を受けている請求項に係る発明との間の一致点、相違点の認定が最初に行われる。

本判決では、本件審決は、審査を受けている請求項に係る発明と引用発明との一致点の認定を誤り、相違点を看過した、と認定された。

一致点の認定を間違えれば、当然、相違点の認定も間違えることになり、その結果の論理づけにも齟齬が生じる可能性がある。

実務の参考になる部分があると思われるので紹介した。

以上

■ビ・ジ・ネ・ス・ヒ・ン・ト

広告、ネット販売、飲食店 GIマークの使用ガイドライン

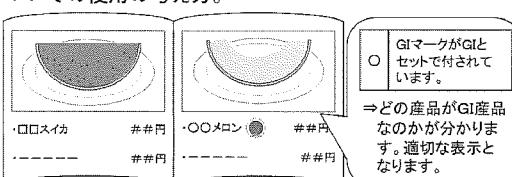
■農水省が策定■

農水省は広告・インターネット販売・外食産業等でGI（地理的表示）マークを使用する際のガイドラインを策定、公表した。

GIマークは、GI產品の品質等の特性が産地と結び付いていることを証明する表示。GI產品の増加に伴い、GI產品やそれを使用した加工品であることをPRしたり、レストランでメニューとして提供したりする際の扱いが明確でなかったため、広告・インターネット販売・外食産業等でGIマークを使用する際のガイドラインを策定

〔飲食店のメニュー表示〕

「〇〇メロン」がGI產品であるとした場合。
GI產品そのもの（カットしただけのものを含む）についての使用の考え方。



した。

ガイドラインによると、例えば飲食店のメニューの表示として、GI產品自体にGIマークを使用する場合には、GIとGIマークをセットで表示させるようにして、どの产品がGI產品か特定できるよう表示する必要がある。

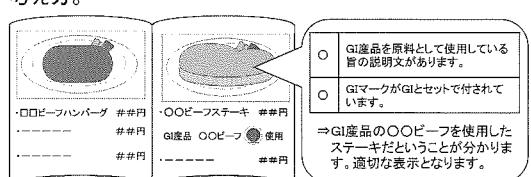
一方、飲食店のメニューに、GI產品を主たる原料として使用した加工品にGIマークを使用する場合には、メニューにGI產品を原料として使用している旨の説明文が必要であり、GIマークはGI產品を使用したメニューであると分かる当該説明文と一緒に表示する必要がある。

ガイドラインの詳細は農水省HP

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/170719.html>

〔飲食店のメニュー表示〕

「〇〇ビーフ」がGI產品であるとした場合。
GI產品を主として利用したメニューについての使用の考え方。



審決紹介

本願商標「菌からあなたを守りたい」は、商標法第3条第1項第6には該当しない、と判断された事例（不服2016-17033号、平成29年6月27日審決、審決公報第212号）

1 本願商標

本願商標は、「菌からあなたを守りたい」の文字を標準文字で表してなり、第3類、第5類、第16類及び第21類に属する商品を指定商品として、平成27年4月28日に登録出願されたものである（指定商品の詳細については審決公報他参照）。

2 原査定における拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、「菌からあなたを守りたい」の文字からなるものであり、医療や人の健康に関する医薬品・日用品等を取り扱う企業の一般的な姿勢・心構えを簡潔・端的に表現した文言として理解され、本願指定商品の取扱業者であれば何人も使用したい類の文言であって、取引上普通に用いられる標語の域を出ないものであるから、これをその指定商品に使用しても、顧客の吸引・販売促進等のためのキャッチフレーズを表示したものと理解されるにとどまり、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができないものと認める。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第6号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、「菌からあなたを守りたい」の文字を表してなるところ、その構成中の「菌」の文字が「菌類・細菌」の意味を有する語であることから、全体として「（細菌などの）菌からあなたを守りたい」程の意味合いを理解させるものである。

そして、当審において職権をもって調査したところ、本願の指定商品の分野において、「菌からあなたを守りたい」の文字が、商品の説明や、原審説示のように顧客の吸引・販売促進等のためのキャッチフレーズとして一般的に使用されている事実は発見できなかった。

以上のことから、本願商標は、その構成全体から、上記の意味合いを理解させるとても、どのような商品であるなど具体的に表すものではなく、本願の指定商品の説明や宣伝文句、キャッチフレーズとして、取引者、需要者に理解させるとまではいえないものである。

そうすると、本願商標は、本願の指定商品に使用しても、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものであって、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標とはいえないものである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第6号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「HYBRIDPUFF」は、商標法第3条第1項第3号には該当しない、と判断された事例（不服2017-1166、平成29年7月6日審決、審決公報第212号）

1 本願商標

本願商標は、「HYBRIDPUFF」の欧文字と、「ハイブリッドパフ」の片仮名とを上下二段に横書きしており、第21類に属する願書記載のとおりの商品を指定商品として、平成27年12月22日に登録出願されたものである。

その後、本願の指定商品は、原審における平成28年6月16日受付の手続補正書において、第21類「化粧用パフ」に補正された。

2 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標の構成中、『HYBRID』及び『ハイブリッド』の文字は、「異種のものを組みあわせたもの」の意味を、『PUFF』及び『パフ』の文字は、「おしゃれなどを付けるのに用いるスponジ状の化粧道具」の意味を有する語であるから、本願商標は、「異種のものを組みあわせたおしゃれなどを付けるのに用いるスponジ状の化粧道具（化粧用パフ）」ほどの意味合いを生ずるところ、昨今、各種商品を取り扱う業界において、『HYBRID』及び『ハイブリッド』等の文字が「複数の異なる素材や機能からなる商品」を表す語として使用されており、また、本願の指定商品である「化粧用パフ」が、スponジ部分に複数の異なる素材を配置し、より効果を發揮させることができると想定される商品であることからすれば、本願商標を、その指定商品に使用した場合、取引者、需要者は、「異種の素材を組みあわせた化粧用パフ」であること、すなわち、商品の品質を表示したものとして認識するにとどまる。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、前記1のとおり、「HYBRIDPUFF」の欧文字を横書きし、その下段に「ハイブリッドパフ」の片仮名を小さく横書きした構成からなるところ、その構成各文字は、同じ大きさ及び同じ書体をもって、まとまりよく表されており、また、下段の「ハイブリッドパフ」の片仮名は、その上段の「HYBRIDPUFF」の欧文字の読みを表したものと無理なく認識されるものである。

そして、本願商標の構成中の「HYBRID」及び「ハイブリッド」の文字が、「異種のものを組みあわせたもの」の意味を有し、「PUFF」及び「パフ」の文字が、「おしゃれなどを付けるのに用いるスponジ状の化粧道具」の意味を有する語であるから、本願商標からは、原審説示の如き意味合いを想起させる場合があるとしても、かかる意味合いが、本願商標の指定商品の品質を直接的かつ具体的に表すものとまではいい難い。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、「HYBRIDPUFF」又は「ハイブリッドパフ」の文字が、商品の品質を表示するものとして、取引上普通に使用されていると認めるに足りる事実は発見できず、他に、当該商品の取引者、需要者が、商品の品質を表示したものと認識するというべき事情も見あたらない。

そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標とはいえないものである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶すべき理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

おしらせ

◎商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。)

昭和33年 〃 43年 〃 53年 〃 63年	商標登録第514940号～第517835号 商標登録第772808号～第776632号 商標登録第1324613号～第1329792号 商標登録第2028104号～第2036096号
平成10年	商標登録第2724008号～第2724053号
平成10年	商標登録第3369119号～第3369356号
平成10年	商標登録第4119665号～第4130177号
平成20年	商標登録第5115775号～第5124106号

各年の3月1日～3月31までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

◎特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

平成26年11月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは10月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

◎特許、商標の出願状況（推定）

特許	商標
29年7月分	23,277
前年比	97%

詳しくは特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuhou.htm